

Title	小谷義次著 現代福祉国家論
Sub Title	Yoshitsugu Kotani, "Modern welfare states"
Author	飯野, 靖四
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1977
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.70, No.6 (1977. 12) ,p.686(106)- 689(109)
JaLC DOI	10.14991/001.19771201-0106
Abstract	
Notes	書評
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19771201-0106

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.



小谷義次著

『現代福祉国家論』

I

私が本稿において書評しようとするのは、この書物全般についてではない。この書物の中で取り扱われている「第3章 スウェーデンと福祉国家」についてだけである。したがって、この章がこの書物全体の中において占める位置を明確にしておくという意味においても、この書物の目次を掲げておくことは重要なことである。

〔目次〕

- 序章 福祉国家の概念とその特徴
- 第1章 アメリカ合衆国と福祉国家
 - 1 現代における貧困の問題
 - 2 所得と富の分配
 - 3 現代的失業とその性格
 - 4 現代アメリカにおける社会保障の最近の動向
- 第2章 イギリスと福祉国家
 - 1 現代イギリスの貧困について
 - 2 イギリスにおける社会保障と社会保障制度の展開
- 第3章 スウェーデンと福祉国家
 - 1 福祉国家スウェーデンの当面する問題
 - 2 スウェーデンにおける租税負担の問題——福祉国家の高負担を中心に
 - 3 スウェーデンにおける社会福祉問題の若干について
- 第4章 混合経済と福祉国家——いわゆる混合経済にかんする一考察
- 結論に代えて
- 補章 現代日本と福祉国家——低福祉・高負担の社会保障を中心に
- はじめに
 - 1 わが国社会保障水準の国際比較
 - 2 わが国の社会保障と財政
 - 3 わが国社会保障制度の特徴と問題点——その民主化を中心に

結びに代えて——わが国の社会保障民主化の財源について

参考文献

目次からも明らかのように、著者はマルクス経済学の立場から、「アメリカ、イギリス、スウェーデンの各福祉国家の現実を分析し」、これらの福祉国家が「現代資本主義、とりわけ国家独占資本主義の粉飾形態、えせ民主主義形態である」ということを明らかにしようとしている。その目的が達成されているか否かの評価は別にして、本稿では「スウェーデンと福祉国家」の問題に限って、非マルクス経済学の立場から、問題点を提起するという形で書評を試みよう。

II

まず、書物の内容を簡単に紹介してみよう。第3章第1節(158~180頁)では、「北欧最大の福祉国家スウェーデンの当面する、とりわけ重要な三つの問題」が、「高物価・重税・失業問題」であるということ指摘し、「これらの暗い影・諸困難のため、三十数年間つづいた同国の社会民主党政権が」1976年9月の総選挙で敗れたであろうと推測する。したがって第1節では、これらの「暗い影」の現状を検討している。まず最初は「1.生産環境の問題」についてで、1976年5月に公表された『雇用と労働条件にかんする中央統計局の報告』の内容を紹介している。そしてその結果、「報告によって明らかにされた生産環境にかんする諸事実が福祉国家スウェーデンの暗い影の一つをしめすものであり、「資本主義的生産様式にもっともふさわしい賃金形態である出来高払制がかなりの程度になお存在しているという事実の報告が、この暗い影をいっそう濃厚にするものと考えられることは容易であろう」と結論している。

次は「2.失業率と潜在的失業」についてで、経済省の『1977年のスウェーデン経済』等にもとづいて、現在の失業率と潜在的失業の実態を明らかにし、将来の見通しについても厳しい見通しを明らかにしている。

次は「3.婦人労働と半失業の問題——パート・タイマーを中心に」についてで、エリザベス・クラウスの論文にもとづいて、「パート・タイマーの状態」について紹介している。ここでは、もっとも弱い立場にある婦人——子供の多い婦人、教育と労働の経験のない老婦人、さらに仕事や託児施設のほとんどない町に居

住する婦人——達が「不利な雇用条件をもつ」パート・タイマー労働に従事していることが明らかにされている。

次は「4. 青少年の失業問題——麻薬と犯罪の背景にある」がとりあげられている。ここでは、「給与と労働保障の改善によって、若年求職者層の障壁が作られている」がゆえに、「学校と就職との間の深い淵に落ちこんだ若い人たちの多くは、重大な社会問題——アルコールと麻薬の乱用、犯罪行為など——に悩まされている」ということが、実際の統計を用いて明らかにされている。

次は「5. インフレーションと高物価の問題——消費者物価を中心に」についてで、スウェーデンの消費者物価上昇率が、住宅費と食料費を中心に、かなり大きいものであることを明らかにしている（但し、「高物価」であることを証明するデータはどこにも見出すことができない）。

次は「6. 生活環境の問題——公害を中心に」についてで、「森と湖の国」スウェーデンでも、大気汚染、水質汚濁、騒音、（固形廃棄物）などの公害は、この福祉国家に暗影を投ずる」ものであることを明らかにしている。

第3章第2節（181～191頁）では、「スウェーデンにおける租税負担の問題」がとりあげられている。ここでは、スウェーデンの「租税構造の概要と主要な税目別負担について若干の考察を行なう」ことによって、全体としての租税負担構造が「U字パターン（低所得層で逆進的、中間層で比例的、高所得層で累進的）、あるいは、これに対する筆者の修正見解にもとづくL字パターン」になることを示そうとしている。

まず最初の「1. 全体としての租税負担とその構造」では、スウェーデンが「地上において、もっとも税金の重い国」であるということを明らかにするとともに、近年の傾向として、「直接税から間接税と社会保障税へ」重点が移行しつつあるということを指摘している。

次の「2. 直接税とその負担構造」では、直接税の中心である「国の所得税と地方所得税」について説明し、あわせて財産税、資本利得税、国民健康保険税、基本老齢年金税、追加年金税についても簡単に紹介している。

「3. 間接税とその負担構造」では、付加価値税、国内消費税、燃料税について説明している。そして、これまでの考察から、スウェーデンの租税負担構造はU字パターンであるとし、その推測を可能にする要因と

して、次の4点をあげている。

1. 直接税のうち累進税の名に値するのは、国の所得税のみであること。しかも、税率20パーセントを大きくこえる地方所得税は一率比例税であり、これが国の所得税における累進性をかなり大きく緩和する役割を果たしている（とくに低所得層ではこの役割が大きい）こと。
2. 直接税のうち、基本老齢年金税その他の社会保障関係税は全体として逆進的性格をもつこと。
3. 付加価値税を中核とする間接税は、一般に強度の逆進性をもつこと。
4. しかも、この国の税制の重点が一般的傾向についていえば、最近数年間、直接税から間接税への移行傾向を強めていること（とくに付加価値税の税率の上昇と租税負担全体に於ける比率の増大をみよ）。

さらに著者は、「基礎とされる所得ベースの問題」を考慮に入れるならば（すなわち、会社の「雑費」項目にふくまれている私費部分の看過と、未実現資本利得（キャピタル・ゲイン）部分の不算入などにもとづく高所得層の所得にたいする過少評価を考慮した場合）、「われわれの修正見解がおそらくは妥当し、UパターンはむしろLパターンとなるであろう」と結論している。

第3章第3節「スウェーデンにおける社会福祉問題の若干について」（191～197頁）では、(1)「スウェーデンの社会福祉制度の中核の一つと考えられるべき」労働力政策について、(2)住宅問題について、(3)社会扶助について、(4)農村の社会福祉について、説明した後、「1976年9月に成立をみた保守連合政権がこれにいかに対処するか、世界の注目と関心の的となっている」と結んでいる。

III

近年、わが国で福祉が重要な政策課題になるにつれて、スウェーデンに関する研究もますます盛んに行なわれるようになってきている。今年（昭和52年）に入ってから、ちょっと私の目についただけでも、この書物以外に

- 〔1〕上之郷利昭「若者が余計者になった国——福祉国家スウェーデンの誤算」（『論展』昭和52年2月号）
- 〔2〕武田龍夫「誰も書かなかったスウェーデン」（サンケイ出版、昭和52年8月）
- 〔3〕水野肇「スウェーデン——病める福祉王国」（『経

済往来』, 昭和52和10月号)

〔4〕小谷義次「福祉国家」スウェーデンの現状——物価と税金を中心に」(『経済』, 昭和52年11月号)

といった著作・論文が公刊されている。(〔4〕は、同じ著者による、より最近の論文であるが、「物価統制措置」に関する記述と「5世帯の生計サンプル」に関する記述がつけ加えられている点と、一部のデータが新しいものに取りかえられている点とを除けば、この書物の内容と大差はないと言って良い。

これらの諸著作の中から、どうしてこの書物の書評をすることにしたかと言うと、この書物がすぐれて学術的であり、できるだけ客観的に(すなわち、できるだけ信用できる統計資料等を使って)スウェーデンの現状を把握しようとしているからである。スウェーデンの実態をこのような態度で把握しようとした著作には、このほかに、

〔5〕川口弘『福祉国家の光と影』(日本経済評論社, 昭和49年1月)

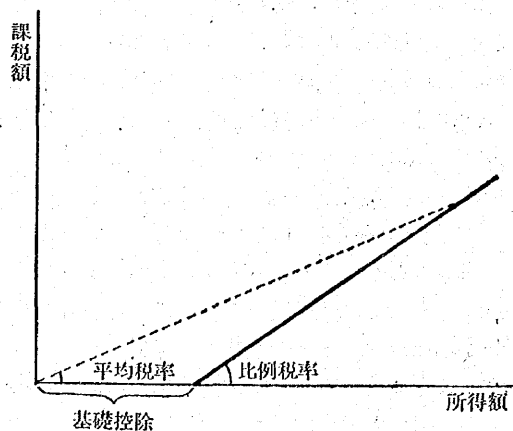
ぐらいしかないように思う(ただ、スウェーデンの政治に関する記述については、両書とも、「日本のマルクス経済学者」の発想から分析が行なわれており、スウェーデンの実態を把握しているとは言いがたい)。その中で、特にこの書物は、スウェーデンの「失業者(半失業者も含む)の実態」を明らかにしたという点で高く評価しようと思う。

スウェーデンのように、ひん繁に大きく制度が変更されるような国の場合には、最新のデータを使って分析を行なうことがきわめて重要である。換言するならば、スウェーデンのような国の制度を紹介する場合には、いつ(何年)の制度であるかを明記することが重要な課題となる。こうした観点からするならば、著者ができるだけ新しいデータを使ってスウェーデンの実態を明らかにしようとする努力が続いていることが、〔4〕の論文からもはっきりと読みとることができる。

もちろん、資料や語学(スウェーデン語)の制約もあって、(結論に重大な影響を与えるような)重大な誤解もないわけではない。例えば、著者は「スウェーデンの租税負担構造がUパターンまたはLパターンである」ということを推測する一つの根拠として「直接税のうち、基本老齢年金税その他の社会保障関係税は全体として逆進的性格をもつ」という点を挙げているが、スウェーデンでは1975年から失業保険を除くすべての社会保険料はすべて雇主(自営業主の場合には本人)が負担するようになっている。そしてそれらの社会保険料は、雇主が支払った賃金総額に応じて課せられるがゆ

えに、「間接税」の中に入れられるようになった(従来は、労働者が自分で給料の中から支払っていたので、「直接税」の中に入れられていた)という点から、「最近数年間、直接税から間接税への移行傾向を強めている」理由も一部は理解できる。またスウェーデンでは、近年「国の所得税の減税、それにみあう地方所得税の増税」という傾向が続いているので、「国」の租税収入の中に占める「所得税」の割合が減少したからといって、簡単に「社会全体(つまり国と地方)における租税構造」が「直接税」から「間接税」へ移行したと即断することはむずかしい。事実、租税総額(国税と地方税の合計)の中に占める主要な間接税(関税、物品税、付加価値税)の割合は、必ずしも増加していない(1970年は28.9%, 1971年は30.0%, 1972年は29.9%, 1973年は28.7%, 1974年は27.1%)。

著者はまた、「税率20パーセントを大きくこえる地方所得税は一率比例税であり、これが国の所得税における累進性をかなり大きく緩和する役割を果たしている(とくに低所得層ではこの役割が大きい)」と述べているが、それは余り正確な表現ではない。確かに地方所得税は一定の基礎控除(1976年には4500クロノール)を差し引いた後で一定率の比例税が課せられているが、税引前所得に占める課税額の割合(平均税率)をみると、所得が増えるにしたがって次第に上昇し、緩やかながらも累進的になっている(下図参照)。



したがって、低所得層(つまり国の所得税の平均税率が地方所得税率より低い部分に対応する所得層)では、国の所得税額より地方所得税額の方が多くなるのは事実であるが、だからといって「比例税である地方所得税が累進性を緩めている」という表現はミス・リーディングである。ただ私には、こうした議論よりも、スウェーデンでは所得税の厳しい累進性(例えば1977年には、限

界税率の最高が85%程度になる)のために、著しく労働意欲が減退しつつあるということを指摘しておくことの方が重要であるように思われる。

著者は、1976年9月の選挙で社会民主党政権が敗れた理由として、「スウェーデンの当面する、とりわけ重要な三つの問題、すなわち高物価・重税・失業問題」をあげている。たぶん、それも選挙に大きな影響を与えたであろう。しかしスウェーデンでは、もっとさまざまな理由がとりあげられている。例えば社会民主党の党员達の中には、今でも、自分達は自分達の「原子力政策」ゆえに敗れたのだと信じている人もいる。(しかしそれは余り納得的な理由ではない。というのは、社会民主党の「原子力政策」に反対したすべての政党も、得票率・議席数を失っているからである)。また他の人達は、1)社会民主党自体が内包する組織上の問題、2)LO及び官僚制に対する国民の反発、3)逮捕状なしで逮捕できるように改正された法律への恐怖感、等を理由としてあげている。しかしもっとも説得力のある理由は、LO(社会民主党を支持する最大の労働組合組織)のMeidnerが提案した「労働者基金の構想」に対する反対(詳しくは、拙稿「スウェーデンの選挙と福祉」三田学会雑誌第70巻第4号を参照)である。たしかに、スウェーデン世論調査局の調査によれば、従来25%前後の支持を得てきた「労働者基金」の構想が、選挙直後の調査では18%に激減している。もしこれが事実であるならば、スウェーデン国民は「急激な社会主義への道」を拒否したとも言えるであろう。

最後に、スウェーデン語の発音に関するミスを指摘しておきたい。エンスキルダ銀行はエンシルダ銀行(この点に関しては、[5]108頁も参照)に、ノルケーピングはノルシェーピングに、クローナーは単数はクローナ(krona)複数はクロノール(kronor)に、あらためられなければならない。

なお、この書評は、第3章「スウェーデンと福祉国家」に限って行なったものであるということを繰り返して記しておきたい。

〔第二版経済学全集32 筑摩書房 254頁1977年8月25日初版1刷発行 2,100円〕

飯野 靖 四
(経済学部助教授)

ミカエル・ブリーニー著

『過少消費説——歴史と批判的分析——』

経済学の発展史において、過少消費説は、時期によって表現形態を変えつつも、絶えることなくひとつの連綿とした流れを形成してきた。しかし、従来、過少消費説の理論史に関する研究は、個々の著述家を孤立的に捉えるか、他の経済学者との間の論争として扱われるだけであって、その一貫した流れとしてはほとんどなされていなかった。本書は、著者自身が述べているように、そのギャップを埋めるものであり、この点では有意義な著作といえよう。

本書で著者は、過少消費説の定義を次の如く規定している。すなわち、過少消費説は、第1に不況を産業循環の一局面としてではなく、経済が必然的に向う状態として捉える考え方、第2に不況はとりわけ消費財にたいする需要不足の結果生じると捉える考え方の2つの要素の両方を含む資本主義経済の理論である、と。この定義に基づいて、著者は、マルクスはもちろん、ローザ・ルクセンブルグやケインズまでも過少消費論者には含まれないというユニークな見解を提出し、それを示すことが本書の目的のひとつであると述べている。この点は、後述のように疑問の残るところである。さらに著者は、上の如く限定した過少消費論者を、過剰貯蓄を強調するマルサス型と所得の分配の不平等を強調するシスモンディ型の二種のタイプに分類して整理している。その分類の当否はともかく、この点も本書の特徴といえる。

本書の構成は、以下の如くである。

- 第1章 過少消費説とは何か?
- 第2章 イギリスの初期過少消費論者
- 第3章 シスモンディ
- 第4章 ロードベルトゥス
- 第5章 19世紀初頭の回顧
- 第6章 マルクス
- 第7章 ロシア人民主義者
- 第8章 ホブソン
- 第9章 ローザ・ルクセンブルグ
- 第10章 大戦間の若干の著者
- 第11章 ケインズ以前の過少消費説の評価
- 第12章 現況

第1章で著者は、本書の課題と上述の如き著者の過少消費説の定義、従来の過少消費理論史研究のサーベ